

「自宅待機」は在宅勤務ではない！ 拘束されない！飲酒もOK！ 団体交渉で明らかに！ 「雇用調整助成金」の不正受給か！

4月21日、サービック本社との団体交渉が開催されました。サービック本社は組合側の「申入」及び質問に対して以下のように答えました。

- 1 勤務認証は「自宅待機(宅待)」である。
- 2 「自宅待機」は在宅勤務ではない。拘束もされない。
- 3 「休業」で申請し、政府から「雇用調整助成金」を受給している。
- 4 「自宅待機」で指定された時間以外は、電話に出なくても良い。
- 5 「自宅待機」中NO飲酒は、、、(答えられない)。

サービックで働く皆さん！

「自宅待機」は「休業」です。「勤務」ではありません。社員は「拘束」されないのです。なのに、なぜ「課題」の提出を強要され、急遽の出勤に備えて電話を待っていなければならないのでしょうか！呼び出された人には、当然手当を支給すべきです。

会社は誤魔化しています。「休業」で政府から「雇用調整助成金」をもらっておいて、勤務としての「自宅待機」を指示しているのです。つまり「雇用調整助成金」の受給は不正です、違法です。沈黙は不正に手を貸すことになります。声を挙げましょう、声を。

萩原さんの裁判でも間もなく明らかにされます。会社に勝ち目はありません。

**コロナはまだまだ続きます。
「自宅待機」もまだまだ続きます。
これ以上、会社に騙されないようにしましょう！**